

第十三号様式（第二条第十三号）

社会福祉連携推進認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名

社会福祉連携推進認定を受けたいので、社会福祉法第126条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

設立代表者	住 所							
	氏 名							
ふ り が な 法 人 の 名 称								
法 人 番 号								
社会福祉連携推進法人 設 立 の 趣 意								
主たる事務所	所 在 地							
従たる事務所 ※ある場合のみ記載	所 在 地							
実施する業務の内容 ※該当するものに○を付すこと		社会福祉連携推進業務					その他 業 務	
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務		物資等給付業務
資 産	純資産 ③－④	内 訳						
		①社会福祉連携推進目的事業財産	②その他の財産	③財産計 ①＋②	④負債			
	円	円	円	円	円	円		
会費等	入会金		会費（月額・年額）		その他			
	円		円		円			

	代表理事、 理事、監事 の別	役員の資格（該当に○）				氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	他の法人の理事長への 就任状況		
		社会福 祉見 識	福祉サ ービス 実 情	財務 管理 見 識	その他			有無	法人名	
役員										
職員数	人									
評議会の 構成員	氏名					構成員の資格等（該当に○）				
						福祉サ ービス を受け る立 場 に あ る 者	社会福 祉に 関 する 団 体	学識 経 験 を 有 す る 者	その他	
社員	法人名称					法人格の種別		代表者氏名		

添付書類

- 1 定款
- 2 社会福祉連携推進方針（別紙1）
- 3 登記事項証明書
- 4 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 5 社会福祉法第127条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類（別紙2）
- 6 社会福祉法第128条各号のいずれにも該当しないことを証明する書類（別紙3）
- 7 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 8 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
- 9 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
- 10 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
- 11 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 12 社会福祉連携推進業務のうち貸付業務を行う場合は、次に掲げる書類
 - ア 貸付事前合意書（別紙6）
 - イ 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
 - ウ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
 - エ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
 - オ 社会福祉連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会及び社員総会の議事録
 - カ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会及び評議員会の議事録
 - キ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行った際の理事会及び評議員会の議事録
- 13 その他知事が必要と認める書類

別紙 1

社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		
理念・運営方針		
社員の氏名又は名称		
社会福祉連携推進業務を実施する区域		
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	
	災害時支援業務	
	経営支援業務	
	貸付業務	
	人材確保等業務	
	物資等供給業務	
その他業務の内容		
※ 以下は貸付業務を行う場合のみ記載すること。		
貸付件名		
貸付契約締結日		
貸付対象社員の名称		
貸付対象社員への貸付総額		
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法		

別紙 2

社会福祉法第127条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類

1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること (第1号)

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【(①+②) / (①+②+③+④+⑤+⑥)】		%
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動費用計①		円
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動外費用計②		円
	その他業務に係るサービス活動費用計③		円
	その他業務に係るサービス活動外費用計④		円
	法人本部に係るサービス活動費用計⑤		円
	法人本部に係るサービス活動外費用計⑥		円

注 事業計画書や予算書等において事業費率が50%超であること。

2 社員の構成が適当であること (第2号)

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 ※ 該当する欄に○を付すこと。				1社員当たりの議決権の数
		① 社会福祉法人	② 社会福祉事業経営法人	③ その他福祉サービス事業経営法人	④ 社会福祉事業従事者養成機関経営法人	

合計数						
		社員計：				

注

- 1 社員は、①から④までのいずれかに該当するものであること。
- 2 社員は、2以上の法人であること。
- 3 社員の過半数は、社会福祉法人であること。
- 4 議決権総数の過半数は、社会福祉法人であること。
- 5 1の社員に対し、議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること（第3号）

① 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力	
② 財産的基礎	

注 ①及び②について、法人において措置している内容を記載すること。

4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第4号）

① 社員の資格の取得ルール	
② 社員の資格の喪失ルール	

注

- 1 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- 2 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。

5 定款に必要事項が記載されていること（第5号）

定款記載事項	記載の有無
① 社員の議決権に関する事項	有 ・ 無
② 役員に関する事項	有 ・ 無
③ 代表理事を1人置く旨	有 ・ 無
④ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有 ・ 無
⑤ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有 ・ 無
⑥ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有 ・ 無
⑦ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	有 ・ 無
⑧ 資産に関する事項	有 ・ 無
⑨ 会計に関する事項	有 ・ 無
⑩ 解散に関する事項	有 ・ 無
⑪ 社会福祉連携推進目的取得財産残額は国等に贈与する旨	有 ・ 無
⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有 ・ 無
⑬ 定款の変更に関する事項	有 ・ 無

注 ①から⑬までの事項のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項の規定により、次の事項の記載が必要であること。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 主たる事務所の所在地
- エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- オ 社員の資格の得喪に関する規定
- カ 公告方法
- キ 事業年度

別紙3

社会福祉法第128条各号のいずれにも該当しないことを証明する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有 ・ 無
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）	有 ・ 無
ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者	有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（③において「暴力団員等」という。）	有 ・ 無
② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 ・ 無

注

- 1 ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第34条各号に掲げる次の法律をいうものであること。

児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

- 2 ①のニ及び③の証明に当たっては、当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事による表明・確約書（役員用）（別紙4）及び当該社会福祉連携推進法人の社員による表明・確約書（社員用）（別紙5）を添付すること。

別紙 4

表明・確約書（役員用）

千葉県知事 様

所 属

職 名

氏 名

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明し、これを確約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

年 月 日

氏 名（自著）

表明・確約書（社員用）

千葉県知事 様

法 人 名

代表者名

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明し、これを確約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

年 月 日

法 人 名

代表者名（自著）

別紙6

貸付事前合意書

貸付件名		
社員総会における承認日		
貸付契約締結日		
貸付対象社員の名称		
貸付原資提供社員の名称		
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	
	貸付原資提供社員の提供額	
	返済期限	
	返済方法	
	利率	
	担保	
	延滞時の取扱い	
	貸付金回収不能時の取扱い	
貸付実行予定日		
貸付対象社員における貸付金の使途		
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法		